

太平洋・島サミット推進本部設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 2021 年に本県において開催される太平洋・島サミット（以下「サミット」という。）の円滑な実施を図るため、太平洋・島サミット推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） サミットの円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- （2） その他サミットの推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、別表 2 に定める順序によりその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

（幹事会）

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、雇用経済部観光局次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
 - （1） 推進本部に提案する事項
 - （2） 各部局等の所掌事項について相互に調整する事項
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第7条 本部員は、サミットの推進体制を確立するため、委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月 日から施行する。